

○香南香美老人ホーム組合議会議員等の報酬及び費用弁償に関する条例

〔 昭和 42 年 8 月 7 日 〕
〔 条 例 第 5 号 〕

改正 昭和 44 年 2 月 20 日
昭和 46 年 3 月 24 日
昭和 47 年 2 月 24 日
昭和 48 年 3 月 13 日
昭和 50 年 3 月 13 日
昭和 53 年 3 月 30 日
昭和 53 年 12 月 26 日
昭和 55 年 3 月 28 日
昭和 56 年 3 月 31 日
昭和 57 年 3 月 30 日
昭和 60 年 3 月 29 日 条例第 1 号
昭和 62 年 3 月 30 日 条例第 5 号
平成 5 年 12 月 25 日 条例第 1 号
平成 8 年 12 月 26 日 条例第 4 号
平成 17 年 3 月 30 日 条例第 7 号
平成 18 年 2 月 22 日 条例第 3 号
平成 22 年 3 月 29 日 条例第 3 号
平成 22 年 11 月 30 日 条例第 8 号
平成 29 年 3 月 29 日 条例第 9 号
平成 30 年 3 月 29 日 条例第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条及び第 203 条の 2の規定に基づき、議会の議員その他特別職の職員で非常勤の者（以下「議員等」という。）の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬及び費用弁償の額)

第 2 条 報酬及び費用弁償の額は、別表に定めるところによる。ただし、監査委員が地方公共団体の職員であり、その職務を所属する地方公共団体における勤務時間内に行う場合は、報酬を支給しない。

(費用弁償の算出基地)

第 3 条 費用弁償の算出基地は、議員等の住居地とする。

(報酬及び費用弁償の支給方法)

第4条 この条例で定めるもののほか報酬及び費用弁償の支給方法については、一般職の職員の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

附 則（昭和44年2月20日）

この条例は、公布の日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。

附 則（昭和46年3月24日）

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

附 則（昭和47年2月24日）

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則（昭和48年3月13日）

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則（昭和50年3月13日）

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則（昭和53年3月30日）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年12月26日）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年3月28日）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年3月31日）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年3月30日）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年3月29日条例第1号）

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年3月30日条例第5号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成5年12月25日条例第1号）

この条例は、平成6年1月1日から施行する。

附 則（平成8年12月26日条例第4号）

この条例は、平成9年1月1日から施行する。

附 則（平成17年3月30日条例第7号）

この条例は、平成17年4月1日より施行する。

附 則（平成18年2月22日条例第3号）

この条例は、平成18年3月1日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 29 日条例第 3 号抄）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 11 月 30 日条例第 8 号）
この条例は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 29 日条例第 9 号）
この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 29 日条例第 3 号）
この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

区 分	報 酬	費 用 弁 償			
		鉄道賃・船賃 及び航空賃	車 賃 (1キロメー トルにつき)	日 当 (1日につき)	宿 泊 料 (1夜につき)
議 会 議 員	日額 3,000 円	一般職の職員 の旅費に関する 条例第 11 条、第 12 条及 び第 13 条の 3 に規定する額	30 円	県外 2,000 円	県内 7,000 円 県外 11,000 円
監 査 委 員	日額 3,000 円	〃	〃	〃	〃
退 職 手 当 審 査 会 委 員	日額 3,000 円	〃	〃	〃	〃
行 政 不 服 審 査 会 委 員	日額 3,000 円	〃	〃	〃	〃
個 人 情 報 保 護 審 査 会 委 員	日額 3,000 円	〃	〃	〃	〃
情 報 公 開 審 査 会 委 員	日額 3,000 円	〃	〃	〃	〃
非 常 勤 配 置 医	(一般) 月額 72,000 円 から 245,000 円 (精神) 月額 50,000 円 (臨時) 日額 10,000 円	〃	〃	〃	〃
産 業 医	月額 30,000 円	〃	〃	〃	〃
公 務 災 害 補 償 等 認 定 委 員 会 委 員	日額 30,000 円	〃	〃	〃	〃
公 務 災 害 補 償 等 審 査 会 委 員	日額 3,000 円	〃	〃	〃	〃